

# I 平成30年度 事業報告

<平成30年4月1日～平成31年3月31日>

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録関」として、47建築士会協力の下、引き続きその遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自立的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施した。

## 〔重点施策〕

1. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
2. 建築士の資質の維持・向上
3. 建築士の業務環境の改善及び改正建築士法の周知
4. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
5. 会員増強の推進
6. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
7. 国際化への対応
8. 広報・情報活動の積極的展開

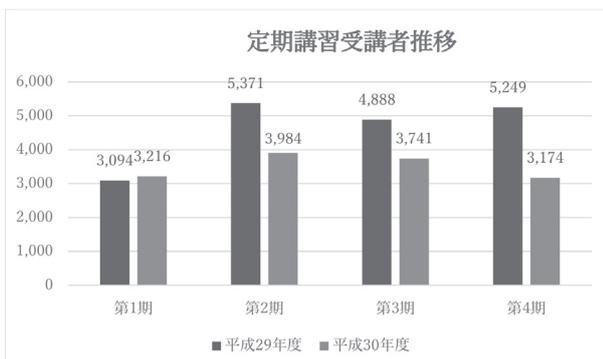
実施した事業は、以下の通りである。

## 〔公益目的事業-1 建築士の教育及び調査研究・普及宣伝事業〕

### 1. 建築士の資質の維持・向上に係る事業

#### (1) 定期講習会の実施について

新たなサイクル1年目となる今年度も各建築士会協力の下、建築士法第22条の2に基づく定期講習を実施した。受講者は第1期（4月～6月）3,216名（昨年度比122名増）、第2期（7月～9月）3,984名（昨年度比1,789名減）、第3期（10月～12月）3,741名（昨年度比1,147名減）、第4期（1月～3月）3,174名（昨年度比2,076名減）という結果であった。



#### (2) 研修会等の開催・支援（建築士法第22条の4第5項に基づき、本会に課せられている建築士に対する技術研修）

##### 1) 監理技術者講習の実施

建物全体の更なる品質確保・向上に資するため、建築士に対する技術研修として、施工分野に携わるおよそ65,000名の一級建築士を始めとする建築関係者を対象に、特に建築工事に特化した内容による同

講習を各建築士会協力の下、今年度も全国で実施した。受講者は1,705名であった。

##### 2) 既存住宅状況調査技術者講習の実施

改正宅建業法が平成30年4月1日に施行されたことを受け、消費者が安心して既存住宅の売買が出来るよう、その建物の構造安全性等を調査する技術者として、同法の規定により建築士のみがその調査に携わることが出来ることを踏まえ、建築士の資質向上に資するため、講義と修了考査から成る技術研修を各建築士会協力の下、今年度も実施した。受講者は3,894名であった。

##### 3) 会員作品展（連合会賞）の実施

平成30年（第46回）は、全国19士会より89点の作品が寄せられ、昨年4月16日、第一次審査会を開催し、21点を現地審査の対象として選出し、6月4日～7月14日にかけて各審査員が現地審査を実施した。この結果を踏まえ7月23日、最終審査会を開催し優秀賞5点、奨励賞8点、特別賞2点を選定した。本結果は理事会の承認を得た上で例年に倣い、優秀賞受賞者については第61回全国大会（さいたま大会）式典において表彰状等を授与し、その榮譽を讃えた。

##### 4) 専門分野別建築士の養成

###### ①ヘリテージマネージャーの育成とネットワーク化

ヘリテージマネージャー（略：HM：地域の歴史的な文化遺産を発掘し、保存・活用等を通して地域の活性化に資する能力を持った人材）を養成するため、今年度も各建築士会協力の下に講習会を実施した。今年度36団体、449名であった。（延べ408団体、受講者累計5,091名）

これに関連し、歴史的建造物の改修等について建築基準法第3条第1項第3号の適用除外の運用について、「同意基準」策定に際し建築士会による各自治体への助言等が活かされるよう、その取組みへの積極的支援をするとともに、歴史的建築物の活用による地方創生を推進するため、昨年10月6日、岡山県・津山市において国土交通省がまとめた「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」の普及のためのシンポジウムを開催するなど、HMの一層の業務領域拡大等へ向けた運動を展開した。

###### ※ヘリテージマネージャーのネットワーク化について

平成24年10月、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（事務局：士会連）が設立され、規約等の承認ほか、協議会の今後のスケジュールや活動ネットワークの構築、今後取り組むべき課題等を採択。

###### ②公共建築物の中大規模木造の実現・普及

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（略：公共建築物等木材利用促進法）」が2010年に施行され、低層の公共建築物などは原則として木造化、木質化することが義務付けられたが、大断面材や接合金物の使用により、RC造等に比してコストが高いことや、防耐火に関する法規が木造に関しては、複雑且つ厳しいことなどから、

なかなかその普及が進まない状況に鑑み、まずは一般に流通する流通材とプレカットによる在来木造生産の仕組みを活用し、意匠設計者でも比較的容易に、且つ経済的に見合う低層中大規模木造建築を作るための設計手法の習得を目的に、プレカット協会等の協力の下に作成された教材やDVDを使用し、今年度も技術研修の実施を各建築士会に要請した。今年度、全国14か所で307名の受講があった。

### ③建築相談員の養成について

各建築士会が行う市民向けの建築相談窓口について、地域社会への公益に資する重要な活動の一つと位置づけ平成24年度、本会内に「建築相談本部会」を設置し、相談窓口の開設、運営等を解説したガイドブック（小冊子）を作成し、各建築士会の建築相談窓口の立上げ・運営等を支援している。その一環として、平成27年度から建築相談に携わる相談員を対象としたスキルアップセミナーを各建築士会協力の下、実施しており、その人材育成のためのセミナーを実施した。今年度の受講者は2建築士会で計71名であった。（累計674名）

その他の技術研修教材として、「戸建住宅設計編、同施工編、集合住宅編（マンション大規模修繕の実務に対応）」テキストについては昨年度大改訂した。また、半日講習も可能とするためにDVDを揃え各建築士会の講習会実施への利便性に供した。更に、戸建て住宅構造編、法制度編テキストの活用について、今年度も同テキストを使用した講習会の実施を要請した。

## 5) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携・協力

### ①総合図作成ガイドラインを活用した研修会の実施

一昨年6月に刊行した図書「総合図作成ガイドライン」を用いたセミナーを実施し、それをDVDとして収録し教材として各建築士会の講習会用に供しており、今年度も同書を用いたセミナーの実施を計画した。本書は国交省による営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間の円滑化に関し、発注者として実施する事項の一つとして、「納まり等の調整用図面作成の効率化に資する資料」として、本書が紹介された。今年度の受講者は230名であった。

### ②建築施工分野技術者への支援

建設業の施工分野に従事する建築士や建築技術者は施工図を読み解く力が不足しているとの指摘を踏まえ、その改善に向け、今年度は各建設会社が所有する人材育成に係る資料の提供を受け、それを編纂し人材育成の教材としてまとめることを検討した。

## (3) 継続能力開発 (CPD)・専攻建築士制度の普及・推進

### 1) CPD の行政機関での積極的活用へ向けた運動

CPD の活用について、工事入札時の総合評価点

の加点や設計プロポーザルの加点評価にも採用されるよう、各行政機関への働きかけを引続き行った。

- ・3月31日現在 CPD 登録者75,386名
- ・行政機関での採用

44道府県、39市、3町、国交省、内閣府等で活用されている。

### 2) 専攻建築士登録更新の推進と行政機関での積極的活用へ向けた運動

各建築士会を通じて更新時期を迎える者にその旨の通知を随時行っており、更新手続きの促進を図ると共に、登録者に対するメリット付与（例：プロポーザル方式による設計者選定の条件として、専攻建築士を明記）に関して引続き検討した。

3月31日現在、専攻建築士の登録者は計3,563名（経歴証37名）であった。

更に、専攻建築士制度のHPを刷新し、自身のより詳細なポートフォリオを自らが作成しその専門性のPRが出来るほか、専門領域が更に活かされるよう、引続き制度の周知・普及に努めた。

また、各自治体に有効に活用いただくため、ブロック単位ごとの専攻建築士登録者名簿の提供に努めた。なお、各団体の認定資格は「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」の技術者情報の一つに位置付けられている。



## (4) 建築士を目指す人への支援

### 1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施

平成30年度第9回目はテーマを「地域の暮らしリノベーションの可能性」と題し、「時代の流れが加速する中であって、建築や環境をどうしたら使い続けていけるか」について、固定観念の少ない若い世代の高校生から柔軟な発想での提案を求めるコンペを実施した。締切りを9月末とし、学校所在地の都道府県建築士会に提出し、都道府県での審査を経ていわゆる県大会予選で選抜された1作品が全国選手権（連合会での審査）にエントリーされる。今年度より一次審査でベスト8に選出された入賞校には最終審査に向けてのプレゼンション用の動画の提出を求めたこととした。

公開による最終審査会が12月26日に開催され、ベスト8が選出され、その中で明石工業高等専門学校が優勝に、準優勝・まちづくり委員長特別賞に島根県立江津工業高等学校がそれぞれ受賞したほか、ベスト8・審査委員長特別賞等を決定した。優勝に輝い

た同高に去る1月23日（水）、審査委員長等が訪問し表彰式を行い生徒らに表彰状を授与し、その榮譽を讃えた。

## 2) (公財) 建築技術教育普及センターへの協力

建築士試験の実施等に対し、試験監督員等の派遣や試験実施全般の運営に関し全面的に協力するとともに、今年度も受験者向けに、一級、二級、木造建築士受験用の「受験総合案内書」を作成し、各建築士会に配布した。

## 2. 建築士（会員）の指導、連絡に係わる事業

### (1) 建築士関連制度等に係わる事業

#### 1) 改正建築士法の周知及び建築士の業務環境の改善

平成27年6月施行の改正建築士法を踏まえ、建築主との書面による契約締結の義務化に引続き関係団体等とも連携しその周知に努めるとともに、業務環境の改善にも努めた。また、民法改正による建築士業務への影響等について説明会を実施し、その様子をDVDに収録し各建築士会のセミナー用に供した。更に同法改正に伴う設計契約書等の改訂について、機関誌「建築士」で分かりやすい解説を施し、広く会員等に周知した。一方、現行の業務報酬基準（告示15号、改正・平成21年）が約10年ぶりとなる本年1月21日、新告示98号として公布・即日施行されたのを踏まえ、全国の各建築士会等で同改正の説明会を実施した。更に、今年度も四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書、小規模向け建築設計・監理業務委託契約書及び同設計施工一括用工事請負契約書の普及・販売・促進に努めた。

#### (2) 建築基準法等改正への対応

平成30年の建築基準法改正に関し、建築確認制度の合理化等も含めた最新情報を逐次、全国の建築士会等に対し情報提供したほか、弁護士会等の要請を踏まえた4号建築物に係る緩和見直しについて、本会では法制度本委員会を中心に連合会としての意見集約をした上で、理事会で確認し各建築士会とも情報を共有した上で、引続き今後の動向に注意を払っていくこととした。

#### (3) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進

##### 1) 日・韓・中建築士資格者団体との協議会開催

日本、韓国、中国3カ国の建築士の友好関係構築と情報交換・共有を目的に、平成9年より各国持ち回りで開催している同協議会で、平成20年のAPECアーキテクト制定以降、APEC建築士制度の比較や技術交流、実務上必要となる情報交換を行うこととし、毎回、活発な意見交換が行われている。第21回目を迎える今年度は日本がホスト役を務め、「大阪会議」として大阪・茨木市を中心に昨年10月17日～20日の4日間、開催された。18日にはワークショップとして茨木市を「まちあるき」し、市が進める政策等を聞いたのち、グループごとによる発表会を行い、副市長からも、今後のまちづくりに活かしていきたいとして謝意が

表された。19日には3カ国による覚書が締結され、大阪会議での総括や来年のホスト国（中国・深圳）が決定された。

##### 2) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応

(公財) 建築技術教育普及センターに設置されているAPEC エンジニア・アーキテクト委員会等に本会から委員を派遣しているほか、アーキテクト資格取得に必要な建築士資格の照合や確認事務を引続き行った。

#### (4) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化

##### 1) 機関誌「建築士」の発行及び建築技術等情報の発信

今年度も機関誌「建築士」を毎月発行し、同誌を介した会員等への最新の建築技術等の情報提供に努めたほか、本会が実施する公益活動を広く周知するため、大学や行政機関等にも併せて同誌を配布した。

また、HPを介し行政等からの情報や建築関連団体等が行う各種の建築技術セミナーなど、最新の情報発信を通じ、建築士の資質向上に供した。

##### 2) webを利用した入会受付、図書購入等システムの運用

建築関係図書の購入については窓口販売のみならずweb上での購入も可能なシステムを引続き運用した。

##### 3) 建築士の日(7月1日)に合わせ実施する事業への支援

「建築士の日」と制定した建築士法施行日の7月1日に合わせ、毎年各建築士会で実施される建築士の資質向上に資するための事業としての文化講演会や市民向けの建築相談会等に対し、今年度も総合的に支援した。

## 3. 地域貢献活動の戦略的展開

### (1) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力

建築等を通じた良好な景観形成・まちづくりに関する情報発信、普及啓発、政策提言や、まちづくりに関する調査研究、助言、支援等を目的に、建築関係5団体と26市町村から構成される「建築等を通じた良好な景観形成まちづくり推進協議会（本会会長が同協議会の会長、事務局：本会）」の活動に、今年度も引き続き協力した。とりわけ昨年度に引き続き、良好な景観形成を目指すためのいわゆる「デザインレビュー」制度の高度化に向け、専門家等への追加アンケート調査を実施するとともに、各自治体向けにデザインレビューの理解や導入のきっかけ作りのため、三部構成からなる小冊子を作成し各建築士会に配布したほか、景観デザインレビューキャラバンと称する勉強会を今年も開催することを通じ、デザインレビュー制度の普及に努めた。

### (2) 青年、女性、まちづくり委員会及び各部会の活動の推進（さいたま大会での日頃の活動成果発表）

#### 1) 青年委員会活動の推進

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）において、セッションとして各地域で実践されている青年による日頃の活動成果を発表し、参加者が互いに情報を共有することを通じ自らのスキルアップに努めるとともに、その成果を地元での活動に活かしていくことを

確認した。

## 2) 女性委員会活動の推進

平成30年度第28回全国女性建築士連絡協議会（全建女）が昨年7月28日（土）、29日（日）の両日、高知県立県民文化ホールにおいて、テーマ「未来をつなぐ居住環境づくり～一周おくれで先頭に伝統こそ最先端」と題し開催された。ライフスタイルが変化する中、地域の環境に適した伝統的な住まいに暮らす人が減少しており、日本の住まいで培われた和の空間がなくなりつつある現状を危惧し、土佐派の家づくりで活躍する山本長水氏を迎え、伝統的な建物の大切さ、自然素材の良さについて講演いただいた。日本の住宅から消えつつある伝統的な空間を学び直すことで、住宅にとって大切なものは何かを考える機会となった。第61回建築士会全国大会（さいたま大会）におけるセッションでは、関連して和の空間の魅力を探るとして、全国各地の輪の空間の実例を紹介し、建築士の今後の設計活動や居住環境づくりに供した。

## 3) 防災まちづくり部会の活動

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）において、災害に備え建築士会として自治体との連携等の重要性についてまとめられた「復興等支援に係る事前活動指針」の7項目を協議素材として、先進的な取り組み事例等を修得し、地元での活動に活かすことを確認した。

## 4) 歴史・景観まちづくり部会の活動

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）において、全国の伝建地区や歴史的景観によるまちづくりの実践活動を知ることにより、そのエキスを会得し地元でのまちづくり活動に活かすことを確認した。

## 5) 福祉まちづくり部会の活動

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）において、2025年を目途に国が進める「地域包括ケアシステム」について、そのシステムや拠点となる地域包括センターを知り、建築士に求められるもの、何をすべきかを学ぶことを通し、地域に住む高齢者等の居住環境を建築士としていかに支えていくかについて協議した。

## 6) 環境部会の活動

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）において、国連において世界の貧困や環境問題などの持続可能な17の開発目標（SDGs）の実施する目標がかかげられたことや、省エネ基準適合義務化に向けた動き等、地球温暖化対策や人口減少社会への対応について、議論した。

また、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」が平成28年3月31日、国から通知されたことを受け、各自自治体では環境性能だけではなく、その地域の特性にふさわしい伝統的木造住宅を対象にした省エネルギー認定指針を策定しているが、地元の各建築士会としてもこれに積極的に関与・協力していくよう、本会としても支援した。

①省エネ基準に係る調査研究・普及宣伝事業として、2020年までにすべての新築住宅・建築物を対象

に省エネルギー基準への適合義務化が予定されていることについて、その実態を把握するため、300㎡未満の住宅の省エネ性能の実態について、11建築士会の協力を得て全国15都市で調査を行った。

## 7) 情報部会の活動

第61回建築士会全国大会（京都大会）において、確認検査機関によりBIMソフトのデータによる確認申請が可能となってきており、欧米等ではすでにBIMのモデルデータを活用した審査が行われていることから、これら直近の状況を学ぶことを通し、事務所の合理化、情報化に備えるとともに、建築士自らの技術研鑽に供した。

## 〔公益目的事業-2 一級建築士登録等事業〕

### (1) 建築士免許証明書への切替促進

今年度もカード型免許証明書への切替促進に様々な機会を捉え周知するとともに、建築士会全国大会（さいたま大会）会場でもカード型免許証明書の切替促進等を促すポスターの展示やチラシの配布に努めた。

#### 〈登録・閲覧状況〉

##### ①一級建築士の登録・閲覧状況

カード型免許証明書の各建築士会からの作成業務依頼に万全を期すため、外注していた作成業務を本会内で対応するためにセキュリティルームを確保し、今年度も作成に当たった。

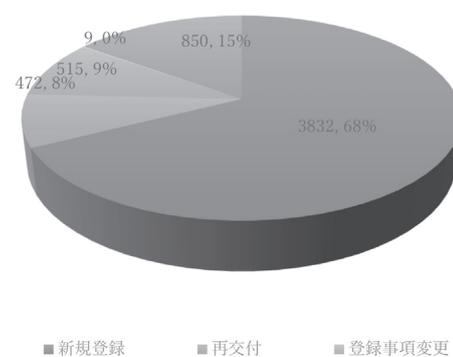
#### 〈登録状況〉

新規3,832名、再交付472名、登録事項変更515名、再交付+登録事項変更9名、携帯型への変更850名、カード型免許証明書5,703枚（累計83,348枚）

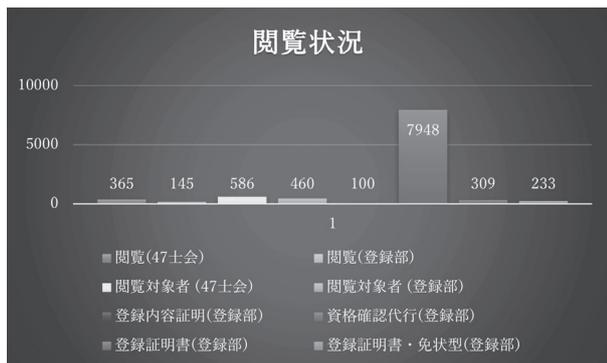
#### 〈閲覧状況〉

閲覧者：47士会365名、登録部145名、閲覧対象者：47士会586名、登録部460名、登録内容証明（登録部のみ）100名、資格確認代行（登録部のみ）7,948名、登録証明書（登録部のみ）309名、登録証明書（免状型）233枚

一級建築士の登録



なお、建築士法改正に伴い、連合会及び各建築士会が実務経歴審査等を新たに担うこととなるため、これに対応するためにTFを設置し、検討を始めた。



### 〔公益目的事業-3 全国大会事業〕

#### (1) 第61回建築士会全国大会（さいたま大会）の開催

昨年10月26日（金）、埼玉県さいたま市「大宮ソニックシティ」を主会場に、地元主管県主催の行事も含め10セッション（建築士の日頃の活動成果発表）及び功労者表彰、会長表彰、記念講演会等を実施し、式典は好天にも恵まれ、全国から2,719人の会員等が出席し、成功裏に終えた。

### 〔公益目的事業-4 建築士による地域貢献活動等への助成事業〕

#### (1) 青年、女性等協議会への助成

##### 1) 青年、女性建築士による地域住民等との協働、連携によるまちづくり実践活動への支援

建築やまちづくりの専門家として建築士自らの知見を生かし、各地域住民等と協働、連携し、各地域固有の景観や歴史、文化、風土などを活かした建築や街並み保存、まちづくりを実践する建築士やその活動団体に対し、とりわけその中心的活動主体となる各地域の青年、女性建築士による地域実践活動に対し、その活動費の一部を、今年度も助成した。

#### (2) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

##### 1) 応急危険度判定の広域支援体制の確立の検討

自治体との事前防災協定の推進に当たり、今年度も応急危険度判定体制が確立している宮城県建築士会の事例を各建築士会に情報提供した。また、昨年6月18日に大阪府北部で発生した大阪府北部地震に対し、大阪府の要請を受け、最も住宅被害が多かった茨木市等を中心に6月18日から28日の間、大阪府建築士会会員51名による応急危険度判定活動が実施されたことを受け、本会の規定により判定に携わった会員に対し、近畿建築士会協議会を通じ大阪府建築士会に助成金として支払った。なお、先の熊本地震で実施された民間判定士への国からの交通費等の費用支弁については、今後ともこの支援が常態化するよう、機会を捉え引き続き国等へ要望していくこととしている。

### 〔その他事業相互扶助事業〕

#### (1) ブロック会への助成について

各建築士会間の情報共有や本会からの事務伝達

等の周知、並びに建築士会活動の一層の活性化等を通じ地域の健全な発展に資するため、域内の建築士会で構成される全国7ブロック会に対し、今年度も規程により支援した。

#### (2) 47士会との連携による増強運動の推進

会員数が漸減傾向にある中、今年度、重点施策の下に会員増強対策の具体として、特に、全国ブロック会及び青年・女性委員会等主要メンバーで構成される「会員増強対策TF」を改めて立上げ、平成25年当時の活動成果を検証した上で、改めて会員増強に向けた各建築士会の取組み状況等に関する実態把握、調査研究に資するためにアンケート調査を実施した。そして調査結果から得られた情報は参考資料として各建築士会にフィードバックするとともに、連合会として改めて提言としてまとめ、各会を上げて会員獲得に向けた増強運動を展開することとしている。

#### (3) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進

（平成31年3月31日）

- ・建築士賠償責任補償制度6,538事務所
- ・けんばい（勤務建築士用）113人
- ・工事賠償責任補償制度155社
- ・既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険192社

#### (4) 全国大会における会員表彰

第61回建築士会全国大会（さいたま大会）式典において、建築士会の発展等に尽力した会員131名に対し、本年度もその功績を称え、連合会会長表彰として本会会長から表彰状等を授与し、感謝の意が表された。

#### (5) 全国被災建築物応急危険度判定協議会との連携・協力

毎年、地域を特定し巨大地震が発生したと想定して、国交省主導の下に実施される応急危険度判定活動の模擬訓練に、本会も全面的に参加・協力するとともに、判定マニュアルの見直しや訓練の運営方法、民間支援との連携等、各自自治体の担当者を交えた合同会議等に出席し検討した。

#### (6) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの協力

今年度も、同センターが単位弁護士会と連携し実施している評価住宅、保険付き住宅及び住宅リフォーム等に関する専門家による対面相談に関し、これに携わる相談員や定期的に開催している相談員に対する技術研修の講師を務める専門家について、本会が推薦する建築士を派遣した。

#### (7) 建築行政への協力

「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力今年度も国交省等の下に実施される各種運動に引き続き協力した。なお、平成22年度より実施

してきた「建築確認手続き円滑化等推進事業」による「引火性溶剤を扱う（零細な）ドライクリーニング工場に対する実態調査」については、事務局を一昨年度より（一財）日本建築防災協会が担うこととなり、今年度、各建築士会協力の下に実施し、今年度は静岡県建築士会より1件の調査依頼があった。

※平成22年度の調査開始以降、現在までに公表されている違反件数14,400件あるうち、約20%、3,000件弱が既に調査を終えている。

以上

## I 平成 30 年度 基本施策

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録関」として、47建築士会協力の下、引き続きその遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施するものとする。

### 〔重点施策〕

1. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
2. 建築士の資質の維持・向上
3. 建築士の業務環境の改善及び改正建築士法の周知
4. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
5. 会員増強の推進
6. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
7. 国際化への対応
8. 広報・情報活動の積極的展開

## II 平成 30 年度 事業計画

### 〔事業内容〕（公益目的事業別）

#### <公益目的事業 - 1 建築士の教育事業>

1. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業
  - (1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施
    - 1) 定期講習会の開催支援
    - 2) 監理技術者講習の開催・支援
    - 3) 既存住宅状況調査技術者育成のための講習の開催支援
    - 4) 会員作品展（連合会賞）の実施
    - 5) 建築関係図書の発行
    - 6) 様々な課題に対応できる建築士の養成  
ヘリテージマネージャー、景観まちづくり、中大規模木造、建築相談員、空き家、高齢者向け住宅関連等建築士の養成
  - (2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携・協力
  - (3) 継続能力開発制度（CPD）・専攻建築士制度の普及・推進
    - 1) 建築施工分野技術者への支援
    - 2) 専攻建築士登録更新の推進
    - 3) 行政機関での積極的活用へ向けた運動
    - 4) 行政及び他団体との協力体制の推進

- 3) 建築技術等情報の発信
- 4) ホームページ等活用の推進
- 5) web を利用した入会、図書購入等システムの運用
- 6) 建築士の日（7月1日）事業等実施への支援

#### 3. 地域実践活動に係わる事業

- 1) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力
- 2) 建築相談体制の整備・拡充・支援
- 3) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動の推進

#### <公益目的事業 - 2 一級建築士登録等事業>

- (1) 建築士名簿の適正管理と建築主等への情報開示の検討
- (2) 建築士免許証明書への切り替え促進

#### <公益目的事業 - 3 全国大会事業>

- (1) 第61回建築士会全国大会（さいたま大会）の開催
  - 1) 建築士による地域に根差した日頃の活動成果の発表
  - 2) 伝統的技能者表彰

#### <公益目的事業 - 4 建築士による地域実践活動等への助成事業>

- (1) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

- 5) 行政及び一般市民等社会へのPR
- (4) 建築士を目指す人への支援
  - 1) 大学院生インターンシップへの協力
  - 2) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施
- (5) (財) 建築技術教育普及センターへの協力

## 2. 建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

- (1) 建築士関連制度等に係わる事業
- (2) 建築士の業務環境の改善
  - 1) 国交省告示第15号改正検討への協力
  - 2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の普及・促進
  - 3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の普及・促進
  - 4) 小規模建築物向け建築設計監理業務委託契約書の普及・促進
  - 5) 小規模建築物設計施工一括用工事請負等契約約款の普及・促進
  - 6) 改正建築士法の周知
- (3) 建築基準法等改正への対応
- (4) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
  - 1) 韓国・中国建築士資格者団体との協議会開催
  - 2) APECエンジニア・アーキテクトへの対応
- (5) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化
  - 1) 機関誌「建築士」の発行
  - 2) 建築士業務責任の明確化への対応

- 1) 応急危険度判定の広域支援体制の確立の検討
- (2) 被災地への支援（専門家派遣等）
- (3) 建築士による地域に根差した専門活動の推進
  - 1) 防災・歴史（HM・景観）・福祉・空き家（街なか）まちづく活動とネットワーク化の推進
  - 2) 建築相談関連活動とネットワーク化の推進
- (4) 各建築士会の自治体との連携・強化に対する支援

## <その他事業 相互扶助事業>

- (1) ブロック会への助成
- (2) 47士会との連携による会員増強運動の推進
  - 1) 合格者授与式
  - 2) 建築士会活動を通じた入会促進
  - 3) 会員増強対策の検討
  - (3) 保険制度等の加入促進
  - (4) 全国大会における会員表彰
  - (5) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度及び既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度の検討及び加入促進
  - (6) 応急危険度判定協議会との連携・協力
  - (7) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの協力
  - (8) 建築行政への協力  
「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力